

公 開 講 演

温泉行政の現状と方向

田吉千明（大蔵省環境庁自然保護局施設整備課）

1. はじめに

温泉行政は、温泉の保護と適正利用を目的とする温泉法に基づいて行われる。温泉法は、昭和23年に制定され、附則を除けば25箇条の比較的少い規定で構成されている。その中心をなすものは、都道府県知事の権限に属せしめられた温泉にかかる各種の規制——許可、許可の取消、命令、報告徴取、立入検査——である。これに対して、国の権限に属せしめられたものは、わずか3箇条の規定に過ぎない。すなわち、隣接都道府県の温泉に影響を及ぼすおそれのあるときの事前承認、国民保養温泉地の指定、同温泉地内の利用施設又は管理方法の改善指示のみである。

しかし、この他に温泉行政において国が果たさなければならない役割として、都道府県知事の温泉行政が円滑に行われるよう、また全国的にみて不統一にならないようにすることがある。これは次の二つに分けられる。

一つは、都道府県知事が温泉行政を行うに当たって、温泉法の解釈に疑問が生じたときに、統一的解釈を示すことである。

二つには、温泉法の運用に当たって、全国に統一的に行われなければならない基準を設定することである。

前者については、都道府県から照会を受けた都度、文書又は口頭で回答することで、隨時解決を図っている。後者については、若干過去にさかのぼって触れた上、現状及び今後の予定を述べることとする。

2. 温泉法運用に必要な基準

(1) 温泉利用基準

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならぬことになっている。（第12条）これは、温泉が種々の成分を含有しているので、中には人体に有害なものも皆無ではなく、また、用法によっては人体に害を与えるものもあるので、都道府県知事のチェックを要するのである。この法第12条の運用に関しては、従来、特に人体に対する障害が危惧されるヒ素等を含有する温泉の飲用許可の取り扱いについて昭和31年及び昭和42年に運用基準が示されていた。しかし、温泉事故と云われるものの原因の大部分を占める硫化水素を含有する温泉の取り扱いについて基準が設定されていなかったため、昭和50年に至り、わが国における普遍的な泉質である硫化水素含有泉の浴用利用基準を中心にして、前記ヒ素等の他に、新たに水銀、遊離炭酸を加えた「温泉利用基準」が設定された。

(2) 鉱泉分析法指針

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者が、都道府県知事に許可申請をするときは、温泉の成分の分析書を添付することが必要である。その成分の分析方法としては、昭和26年に制定された衛生検査指針によることとされ、その後昭和32年に一部改定された。その後各種の分析技術の進歩や分析機器の開発等により、多くの成分の分析について妥当でなくなったものがあり、

また水銀や鉛等の重金属の分析にふれていない点等、従来の指針の改定の必要性が高まってきたため、昭和49年から改定作業に入り、昭和53年に完了し、本年1月1日から適用された。

(3) 温泉利用各種標準検討会

鉱泉中分析法の改定を終り、次に国として取り組むべき課題は何かを検討した結果、次の二つの問題をとり上げることにした。

一つは、温泉利用に際しての公衆衛生学的標準の設定である。前記(1)で述べた「温泉利用基準」の設定によって、温泉の含有する成分による事故への対応は、一応可能となった。しかし、温泉が有害雑菌その他非衛生的要因のため汚染されるおそれのある場合については、昭和43年の「温泉の利用に関する公衆衛生上の指導について」(厚生省国立公園局管理課長通知)の指導通知で抽象的な注意喚起がなされているに過ぎない。もともとこの分野は、厚生省の環境衛生行政の守備範囲もあるが、温泉の利用許可(第12条)及びその取消(第18条)を行っている温泉行政としても避けて通れない問題であるから、何らかの標準設定へ向けて検討を行う必要がある。

二つには、「温泉の禁忌症と適応症決定基準」(昭和42年厚生省国立公園局長通知。以下「基準」という。)の改正である。前記(2)に述べた鉱泉分析法指針の改正により、従前の温泉の泉質名の呼称が大幅に改正されたことに伴い、現行「基準」の別表「泉質別禁忌症、適応症一覧」の改正が必要となった。これを機会に現行「基準」の内容を、最近における臨床医学上の成果に基づいて見直す必要がある。

以上二つの課題について検討を行うべく準備を進めていたが、この程学識経験者で構成する「温泉利用各種標準検討会」を発足させ、本格的な取り組みを開始したところである。

3. 温泉の保護に関する諸研究

温泉を保護するという温泉法の目的を実現するためには、前提として地下の温泉源の実態を適確に把握することを要するが、これが極めて困難であり、温泉行政の最大の悩みとなっている。この問題を一举に解決することはできないが、少しでも前進させるため国としても次に述べるような調査研究費を投入している。

(1) 温泉の枯渇現象と適正採取量に関する研究(昭和50年度)

温泉の掘削、増掘、動力装置の許可を行う場合に温泉源の状況を正確に把握することが困難であるため、温泉の乱掘、過剰採取を招き、温泉の枯渇現象を呈する温泉地が増加していることから、温泉の総採取量と枯渇現象との相関関係を調査し、適正採取量を決定しようとするための調査研究

(2) 温泉資源の保護復元化に関する調査研究(昭和52年度)

諸種の原因から枯渇現象が進行し、温泉の健全な利用の増進に支障を来しつつある現状において、将来に亘って温泉の秩序ある利用を確保するため、枯渇現象を防止し、保護、復元化を図ることについての調査研究

(3) 温泉の集中管理方式の分類と適応性に関する調査研究

今後、温泉の集中管理方式を導入もしくは改良しようとする各種タイプの温泉地に対し、指標として示すことが可能な集中管理方式の分類と適応性について調査研究し、今後の温泉資源の保護と適正な利用の確保を図るうえでの基礎資料を得るために調査研究

(4) 温泉の集中管理に伴う温泉に関する権利についての研究(昭和55年度予定)

温泉の集中管理主体への温泉権の集中的帰属に伴い発生する法律的諸問題——権利譲渡の方式、権利譲渡によらない方式、新規掘削の規制、不参加者に対する温泉採取制限命令——を解決し、温泉の集中管理を円滑に実施するための調査研究

4. エネルギー政策としての地熱開発問題

本年5月、通産省に学識経験者28名により構成された「地熱懇談会」が設けられた。その目的は、地熱を将来のエネルギー供給の一翼を担い得る資源として、エネルギー政策上の位置づけを明確にし、その開発、利用を促進するため、地熱の開発、利用のあり方について基本方針を検討することである。12月に結論を出すべく、現在作業班が草案づくりに取り組んでいるところである。

地熱資源は、まさに温泉法第2条に規定する温泉そのものであるから、地熱資源開発の促進は浴用、飲用利用を想定した温泉の保護を目的とする温泉法の次元で、新たなエネルギー資源としての温泉を如何に処理していくかという問題に直面せざるを得なくなることは明らかである。したがって、今後この問題の動向に対しては、重大な関心を払っていかなければならない。

5. むすび

温泉行政の現状と今後の課題について簡単に述べたが、温泉を保護し、利用の適正を図るという温泉法の目的を達成するは、以上その他にも解決すべき課題は多々ある。都道府県、市町村等の行政機関、温泉に関する学識経験者、温泉業界関係者とともに、課題の一つ一つを地道に解決していくこととした。

（本文終）

実地調査で見つけた温泉の泉質

温泉の特徴や性質によって、泉質を分類する方法は多くあるが、主に温泉を分類する目安として、水温によるものと、鉱物質によるものとに大別される。水温による分類では、常温泉、温泉水、熱湯泉、温泉、高温泉などがある。鉱物質による分類では、硫酸塩泉、塩化物泉、炭酸泉、硫酸塩・塩化物混和泉などがある。

（本文終）

（本文終）

（本文終）

（本文終）

（本文終）